

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年8月30日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

氏 名 はせがわ きいち
 長谷川 喜一

（提案理由）

人権擁護委員のしげまる重丸 しゅうぞう修三氏の任期が令和4年12月31日で満了となるため、同氏の後任として推薦しようとするものである。